

茨城県水防協議会条例

昭和 25 年 7 月 30 日

茨城県条例第 34 号

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 8 条第 5 項の規定に基き県内の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため茨城県水防協議会（以下協議会という。）を設置する。

第 2 条 協議会は、会長 1 人及び委員 15 人以内で組織する。

2 知事は必要と認めたときは委員の外に顧問及び参与若干人をおくことができる。

3 顧問及び参与は関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから知事が命じ又は委嘱する。

4 顧問は会長の諮問に応じて意見を述べ参与は協議会に出席し意見を述べることができる。

（平 25 条例 47・一部改正）

第 3 条 会長は協議会を代表し会務を総理する。

2 会長に事故があるときは予め会長の指定した委員がその職務を代行する。

第 4 条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職にある期間としその他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。

2 知事は特別の理由があると認めたときは前項の規定に拘わらずその任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

第 5 条 会長は会議を召集しその議長となる。

第 6 条 協議会は委員の 3 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は出席委員の過半数で決するものとし可否同数のときは議長の決するところによる。

第 7 条 協議会に幹事及び書記各々若干人を置き会長が命じ又は委嘱する。

2 幹事は会長の命を受け庶務を処理する。

3 書記は上司の命を受け庶務に従事する。

第 8 条 前各条に定めるものの外必要な事項は協議会に諮り知事が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 25 年条例第 47 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県水防協議会構成表

(委員および参与の部)

区 分	役 職 名	備 考
会 長	茨城県知事	
委 員	茨城県議会土木企業委員会委員長	
〃	茨城県市長会長	
〃	茨城県町村会長	
〃	茨城県消防協会会長	
〃	国土交通省関東地方整備局長	
〃	陸上自衛隊施設学校長	
〃	水戸地方気象台長	
〃	東日本電信電話(株)茨城支店長	
〃	稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者	
〃	(株)茨城新聞社代表取締役社長	
〃	茨城県婦人防火クラブ連絡協議会会長	
〃	茨城県警察本部長	
〃	茨城県土木部長	
〃	茨城県生活環境部長	
参 与	国土交通省関東地方整備局河川部長	
〃	常陸河川国道事務所長	
〃	下館河川事務所長	
〃	霞ヶ浦河川事務所長	
〃	利根川上流河川事務所長	
〃	利根川下流河川事務所長	
〃	江戸川河川事務所長	
〃	東日本旅客鉄道(株)水戸支社長	
〃	茨城県警察本部警備部長	

(幹事の部)

区 分	役 職 名	備 考
幹 事	土木部河川課長	
〃	土木部企画監	
〃	土木部道路維持課長	
〃	土木部港湾課長	
〃	土木部下水道課長	
〃	土木部監理課長	
〃	生活環境部防災・危機管理課長	
〃	茨城県警察本部警備課長	
〃	関東地方整備局河川部水災害予報センター長	
〃	常陸河川国道事務所調査第一課長	
〃	下館河川事務所調査課長	
〃	霞ヶ浦河川事務所調査課長	
〃	利根川上流河川事務所防災対策課長	
〃	利根川下流河川事務所防災対策課長	
〃	江戸川河川事務所防災対策課長	
〃	陸上自衛隊施設学校警備課長	
〃	水戸地方気象台防災管理官	
〃	東日本電信電話(株)茨城支店災害対策室長	
〃	東日本旅客鉄道(株)水戸支社設備土木課長	